

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の
予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成18年豊橋市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第5号の規則で定める変更)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第3号アの施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第15条の2の5第1項に規定する変更（同項ただし書で規定する軽微な変更及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第12条の8第1号に掲げる変更のうち当該変更によって処理能力が10パーセント以上減少変更されるに至るものを除く。）

(2) 条例第2条第3号アの施設のうち前号に規定する施設を除いた施設に係る次に掲げる変更

ア 廃棄物処理法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）又は廃棄物処理法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）

イ 廃棄物処理法施行規則第10条の4第1項又は第10条の16第1項の申請書に記載した処理能力の10パーセント以上の増加変更

ウ 当該施設の設置場所の変更

(3) 条例第2条第3号イの施設に係る次に掲げる変更

ア 廃棄物処理法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）又は廃棄物処理法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）

イ 廃棄物処理法施行規則第9条の2第1項又は第10条の12第1項の申請書に記載した積替え又は保管の場所の面積の10パーセント以上の増加変更

ウ 当該施設の積替え又は保管の場所の変更

(4) 汚染土壌処理施設に係る土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第23条第1項に規定する変更（同項ただし書に規定する変更を除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

（関係住民）

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）の用に供する土地（これと一体的に使用する土地並びに産業廃棄物又は汚染土壌の搬入及び搬出のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。）の境界線から6メートル以内にある土地の所有者（条例第7条に定める告示の日（第25条各号に規定する適用除外施設にあつては、周知計画書を市長に提出した日）以後に当該土地を取得した者を除く。）とする。

（事業計画書）

第4条 条例第5条第1項の事業計画書は、様式第1によるものとする。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設等の周辺の見取図又は位置図

(2) 事業用地の計画平面図

(3) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書

(4) 事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用権原を有することを証

する書類

- (5) 産業廃棄物処理施設等の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書
- (7) 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (8) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては産業廃棄物の処理工程図、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設にあつては汚染土壌の処理工程図
- (9) 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (10) 事業者が個人である場合には、住民票の写し

3 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置に関連して必要とされる廃棄物処理法及び土壌汚染対策法以外の法令に基づく許可、認可、届出等の種類
- (2) 前号に掲げるもののほか、紛争の予防及び調整のために市長が必要と認める事項
(環境保全対策書)

第5条 条例第5条第2項の環境保全対策書は、様式第2によるものとする。

2 廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設にあつては、前項の環境保全対策書には、次に掲げる項目に関し、当該施設の設置をすることが周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。

- (1) 大気汚染
- (2) 水質汚濁
- (3) 騒音
- (4) 振動
- (5) 悪臭
- (6) 土壌汚染

(7) 搬出入車両

(8) その他市長が必要と認める事項

3 前項の規定は、廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、「周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果」とあるのは「周辺地域の環境に及ぼす影響についての予測」と、「当該調査の結果」とあるのは「当該予測」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により準用される第2項各号に掲げる項目のうち、当該産業廃棄物処理施設の設置をすることが周辺地域の環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが明らかな項目は、その理由を付して当該項目の記載をしないことができる。

(条例第5条第3項の規則で定める距離の区域及び遵守誓約書の記載事項)

第6条 条例第5条第3項の規則で定める距離の区域は、次のいずれかに該当する区域とする。

(1) 市街化区域の場合においては、準工業地域、工業地域又は工業専用地域を除いた用途地域及びその境界から100メートル未満の区域

(2) 市街化調整区域の場合においては、既存集落（概ね50戸以上の住宅が連たんしているものに限る。）又は住居系の用途地域境界から100メートル未満の区域

(3) 学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する施設から100メートル未満の区域

2 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 緩衝緑地帯等の設置に関すること。

(2) 営業時間及び操業形態に関すること。

(3) その他当該区域及び当該施設に応じた必要事項

(条例第5条第4項の規則で定める行為)

第7条 条例第5条第4項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 廃棄物処理法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可の申請
- (2) 廃棄物処理法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による届出に係る工事の着手
- (3) 第1号の申請又は前号の届出を要しない産業廃棄物処理施設にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る工事の着手
- (4) 土壌汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の申請
(関係地域の設定)

第8条 条例第6条第1項の規定により関係地域の設定をするときは、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事業計画書等の内容を総合的に勘案するものとする。

(関係地域の代表者)

第9条 条例第6条第2項、第15条第2項及び第18条第1項に規定する関係地域の代表者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町自治会長（豊橋市自治連合会規約に規定する者をいう。）
- (2) 前号に規定する者がいない地域においては、市長が認める者
(告示及び縦覧)

第10条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設等の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設等の処理能力（最終処分場の場合にあっては埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量、埋立処理施設の場合にあっては埋立処理の

用に供される場所の面積及び埋立容積)

(6) 縦覧の期間及び時間

(7) 関係住民は、意見書を提出することができる旨

(8) 意見書の提出先、提出期限及び提出方法

2 条例第7条の縦覧は、次の場所で行う。

(1) 豊橋市役所（産業廃棄物処理施設にあっては環境部廃棄物対策課、汚染土壌処理施設にあっては同部環境保全課）

(2) 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

（周知計画書）

第11条 条例第8条の周知計画書は、様式第3によるものとする。

（説明会等）

第12条 事業者は、条例第9条第1項の規定により説明会を開催しようとするときは、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。また、事業者が必要と認める場合又は関係住民から要請があった場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに説明会を開催することができる。

2 事業者は、説明会において関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

3 事業者は、説明会に参加した者からの質問、要望等に対し、誠意をもって応答しなければならない。また、当該質問、要望等に対して十分な回答を行うため、必要に応じて補佐する者を同席させることができる。

4 事業者は、説明会において関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨、意見書の提出先及び提出期限を説明しなければならない。

5 市長は、必要に応じて関係職員に説明会を傍聴させ、状況を把握し、説明会での

質疑応答が適正に行われているかを確認するものとする。

6 条例第9条第4項の規定による報告は、様式第4によるものとする。

7 前項の報告には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面

(2) 説明会以外で周知に使用した書類及び図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

8 市長は、第6項の報告を受けた場合において、関係住民への周知が十分でないとき認めるときは、事業者に対し、再度説明会を開催すべきことを指示することができる。

(意見書等)

第13条 条例第10条第1項の意見書は、様式第5によるものとする。

2 条例第10条第3項の要旨書は、様式第6によるものとする。

(見解書等)

第14条 条例第11条第1項の見解書は、様式第7によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による見解書の周知の方法は、次のいずれかとする。

(1) 説明会の開催

(2) 関係住民への文書の配布又は回覧

3 条例第11条第3項の規定による報告は、様式第8によるものとする。

4 前項の報告には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

5 第12条第1項、第2項及び第5項の規定は、第2項第1号の説明会について準用し、第12条第8項の規定は、第3項の報告について準用する。

(環境保全協定の締結)

第15条 条例第13条第1項に規定する環境保全協定は、事業者及び第9条に定める関係地域の代表者が締結するものとする。

(事業計画書等の変更の届出)

第16条 条例第14条第1項の規定による事業計画書等の変更の届出は、様式第9によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による周知計画書の変更の届出は、様式第10によるものとする。

(条例第14条第3項の規則で定める変更)

第17条 条例第14条第3項の規則で定める変更は、公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更とする。

(廃止届)

第18条 条例第15条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、様式第11によるものとする。

(あっせん)

第19条 条例第16条第1項のあっせんの申請は、様式第12によるものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

(環境保全誓約書)

第20条 条例第18条第1項の環境保全誓約書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 始業及び終業の時間並びに搬出入の時間帯
- (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響及びその対応策
- (3) 関係住民の施設内への立入条件
- (4) 情報開示の要件
- (5) その他必要事項

(委員会の会長)

第21条 条例第19条第1項に規定する豊橋市産業廃棄物処理施設等設置調整委員

会（以下「委員会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

（委員会の会議）

第22条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

（委員会の庶務）

第23条 委員会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理し、同部環境保全課はこれを補佐する。

（公表）

第24条 条例第21条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所

(3) 違反の事実及び勧告の内容

(4) 公表に至った経緯

2 前項の公表は、市の掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（適用除外）

第25条 条例第22条第2項に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

(1) 第2条第2号に規定する施設であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 産業廃棄物の焼却施設であって、1時間当たりの処理能力が150キログラム以上のもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第7号に規定する産業廃棄物の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

ウ 産業廃棄物の発酵施設、堆肥化施設又は熱分解施設

エ 特別管理産業廃棄物の処理施設

(2) 第2条第3号に規定する施設であって、屋外で選別行為を行わないもの

（書類等の提出部数）

第26条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

(1) 様式第1及び様式第2（添付書類及び図面を含む。） 正副2部及び縦覧のために市長が必要とする部数

(2) 様式第5 1部

(3) 前2号に掲げる様式以外の様式（添付書類及び図面を含む。） 正副2部

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 産業廃棄物処理施設に係るこの規則の適用については、第2条第1号に規定する処理能力、同条第2号イに規定する申請書に記載した処理能力及び同条第3号イに規定する積替え又は保管の場所の面積は、この規則の施行の日現在のものとする。ただし、条例の手続を経て変更したものは、変更後のものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。